

第4編 その他災害対策編

雪害対策

危険物等災害対策

大規模な火事災害対策

林野火災対策

火山災害対策

雪 害 対 策
第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

基本方針

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要幹線道路等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強い地域づくり

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な道路規制、道路啓開及び除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 大雪における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 11 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知を図る。
- 12 児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 13 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 14 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 15 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い地域づくり

(1) 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行う。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(全部局)

- ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- イ 雪害に強い地域の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- ウ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- エ 積雪寒冷の度が特に甚だしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- オ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、県、市、関係機関は道路啓開に必要な機材、除雪機械及び要員の整備を図り、道路啓開体制及び除雪体制の強化に努める。

県、市及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(2) 実施計画

ア【県、市及び関係機関が実施する計画】

(ア) 豪雪時の迅速かつ適切な道路啓開及び除雪活動のため、県、市及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

(イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、県、市及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や除雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

イ【市が実施する計画】(全部局)

(ア) 市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採、放置車両や立ち往生車両等の移動等の対策を行う。

(イ) 市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。

(ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(エ) 雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道(指定区間)について、国土交通省計画により除雪を行う。(地方整備局)

(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採、放置車両や立ち往生車両等の移動等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(地方整備局)

(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努める。(中日本高速道路株)

(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める(路線バス会社等)

(オ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行う。

エ【市民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、市民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【JR東海が実施する計画】

- ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- ウ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(全部局)

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

イ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画】

- ア 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。
- イ 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。
- ウ 配電設備については、以下の対策を行う。
 - (ア) 電線の太線化
 - (イ) 難着雪化電線の使用
 - (ウ) 支持物の強化
 - (エ) 冠雪対策装柱の採用
 - (オ) 雪害対策支線ガードの採用
 - (カ) 支障木の伐採

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

大雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- ア 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。
- イ 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置を講じるとともに、設備破損によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。

ウ 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPGガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。

特に、病院、指定避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。

排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話株が実施する計画】

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

8 医療の確保

(1) 基本方針

大雪時における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】

ア へき地診療所整備事業の実施

イ 患者輸送車整備事業の実施

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】

ア 水稲、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。

イ 雪害に対処するため、水稲、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。

ウ 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。

エ 特用林産施設を所有する生産者に対し、ハウス設備等の倒壊を防止するよう指導する。

オ 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(建設部)

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

(イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

11 授業の確保等

(1) 基本方針

保育園、認定こども園、小学校、中学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、園児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(市教育委員会)

ア 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舍を設置する。

イ 県が実施する対策に準じて、市の防災計画等をふまえ適切な対策を行う。

12 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における国・県指定文化財の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

13 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努める。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(全部局)

飯田広域消防、飯田市消防団ほか関係機関と密接な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる。

14 雪害に関する知識について市民に対して普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の市民の適切な活動及び市民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、市民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるとともに、集中的な大雪が予測される場合は、市民一人ひとりが非常時であることを理解して、除雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

降積雪時の適切な活動について、市民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害の発生時には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難者の受入れに使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩災害等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画 第1節「災害直前活動」の「伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

スノーシェッドの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。

3 避難者の受入れ関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行う。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

- ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。
- イ 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
- ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

4 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域市民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 豪雪に備えた地域市民による支援のための仕組み作りを推進する。
- (イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図る。
- (ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- (エ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。
- (オ) 平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

- イ【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】
- (ア) ボランティア事前登録の推進を図る。
 - (イ) 除雪ボランティア活動環境の整備に努める。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による県民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 県民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

(ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理する。

(イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。(危機管理部)

(ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。(建設部)

イ【長野地方気象台が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

ア 有線テレビジョン放送、コミュニティエフエム放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

イ インターネットポータル会社等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、雪害発生時の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。なお、具体的な応急対策については、「飯田市雪害対応マニュアル」に定めるものとし、必要に応じて随時見直すこととする。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、本市各部局をはじめとして関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。なお、活動体制については、雪害対応マニュアルに定める。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

風水害編・第3章第1節災害直前活動に準じる

イ【長野地方気象台が実施する対策】

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

種 類		発 表 基 準
警 報	暴 風 雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う
	大 雪	12時間降雪の深さ 20cm (下伊那地域)
注 意 報	風 雪	13m/s 雪を伴う
	大 雪	12時間降雪の深さ 10cm (下伊那地域)
	融 雪	①積雪地域の日平均気温が 10℃以上 ②積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上
	な だ れ	①表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で、風速 10m/s 以上、または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 ②全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または、日降水量が 15mm 以上

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報 (続き)

種 類		発 表 基 準
注 意 報	着 氷	著しい着氷が予想される場合
	着 雪	著しい着雪が予想される場合

(注) 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。

2 市民の避難誘導等

(1) 基本方針

- ア 市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。
- イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の除雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、産業経済部、地区拠点班)

- ア 市民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。
- イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- ウ 市民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、市民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- エ 市民への避難指示等の伝達に当たっては防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路啓開及び道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯市民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線及び緊急輸送路等を確保するため、迅速かつ効果的な道路警戒及び除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図る。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】

- (ア) 市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。
- (イ) 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。
- (ウ) 市（道路管理者）は、緊急車両等の交通ルート確保のため、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、県公安委員会と連携し、県公安委員会と連携し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について対策をとる。
- (エ) 市（道路管理者）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、市（道路管理者）は、自ら車両の移動等を行う。

イ【地方整備局が実施する対策】

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施する。なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置する。

2 鉄道運行確保計画（鉄道会社）

（1）基本方針

雪害時における輸送対策については、地域市民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。このためには、的確な気象報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。なお、飯田市と事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

（2）実施計画

【JR東海が実施する対策】

- ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたる。
- イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。
- ウ 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置を行い安全運行の確保を図る。
- エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市・市民等に協力を求めて給食・医療の万全を期する。
- オ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請する。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 通信の確保

（1）基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

（2）実施計画

【東日本電信電話株が実施する対策】

電気通信設備の復旧体制

- ア 災害時において、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の疎通確保と迅速な復旧に努める。
- イ 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。又通信の疎通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備する。
- ウ 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施する。

4 市民の安全対策、福祉対策

（1）基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための雪害救助員の派遣を行う。さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域市民による支援やボランティアによる支援を行う。

（2）実施計画

【県、市、社会福祉協議会等が実施する対策】

- ア 市民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。
- イ 広範囲な地域市民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

5 授業の確保等

（1）基本方針

保育園、認定こども園、小学校、中学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する対策】(県教育委員会、市教育委員会)

県立及び市立の学校においては、以下の対策を実施する。

- ア 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。
- イ 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- ウ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

- エ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。
- オ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本県における国・県指定文化財の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

7 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本市は、急峻な地形が多く、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。

イ 【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市等から要請があった場合、協力する。

第3節 避難受入れ活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害時において、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入れ等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。

第2 主な活動

避難受入れ等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

1 基本方針

雪害が発生時の避難受入れ等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行う。

2 実施計画

【市が実施する対策】

- (1) 避難誘導にあたっては、市民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (2) 指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

危険物等災害対策 第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺市民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

【危機管理部、市民協働環境部、飯田広域消防、各施設管理者】

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

市内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

市内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺市民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

[毒物劇物関係]

市内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、販売業及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。また、研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 規制及び指導

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、消防関係法令に基づく位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を行う。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の遵守等安全管理状況

(イ) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努める。
- (イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努める。
- (ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備する。

[火薬関係]

【飯田広域消防本部が実施する計画】

火薬類の消費に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。

[高圧ガス関係]

ア【関係機関が実施する計画】

高圧ガス協会、指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施する。
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持する。
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施する。

[毒物劇物関係]

【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

【危機管理部、市民協働環境部、飯田広域消防、各施設管理者】

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 消火資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

(イ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

(ウ) 飯田警察署との連携

一定規模以上の危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化する。

[火薬関係]

【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

(ア) 自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。

(イ) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。

[高圧ガス関係]

ア【関係機関が実施する計画】

高圧ガス協会、指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立する。

[毒物劇物関係]

【関係機関が実施する計画】(長野県医薬品卸協同組合)

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(イ) 一定規模以上の危険物施設の設置または変更の許可をした際は、公安委員会に対してその旨通報し、連携を図る。

イ【関係機関が実施する計画】(河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者)

危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図る。

第2章 災害応急対策計画

風水害対策編を準用するその他災害対策編

下記については風水害対策編を準用します。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【各部・放送関係機関】

風水害対策編 第3章 第2節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。

風水害対策編 第3章 第2.7節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第2節 災害の拡大防止活動

【危機管理部、市民協働環境部、飯田広域消防、各施設管理者】

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺市民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

危険物等施設における災害拡大防止応急対策

1 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺市民の安全を確保する。

[火薬関係]

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。

このため、発災時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により周辺市民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺市民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2章の各節において定めたところにより実施する。

2 実施計画

[危険物関係]

ア【市・飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

（ア）危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

（イ）危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

（ウ）危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

（エ）危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織等による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

（オ）相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

（カ）従業員及び周辺地域市民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域市民の安全確保のための措置を行う。

[火薬関係]

【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

（ア）保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

（イ）搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の市民を避難させる。

[毒物・劇物関係]

ア【市が実施する対策】

（ア）周辺市民に対して緊急避難、広報活動を行う。

（イ）飲料水汚染のある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

（ウ）中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

（エ）飯田広域消防本部と連携をとる。

（オ）取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

イ【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

（ア）毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

（イ）毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

（ウ）毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺地域市民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域市民の安全確保のための措置を行う。

[共通事項]

【市が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

【危機管理部、市民協働環境部】

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺市民への健康被害を与える恐れがあるため、市及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺市民への影響を最小限に抑える。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

2 実施計画

ア【市が実施する対策】

(ア) 中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

(イ) 飲料水汚染のある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(ウ) 環境モニタリングを実施する。

(エ) 飯田広域消防本部と連携をとる。

(オ) 取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

イ【関係機関が実施する対策】(河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等)

(ア) 危険物等の流出が発生したときは、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。(河川管理者、危険物等施設の管理者等)

(イ) 危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報する。(危険物等施設の管理者等)

大規模な火事災害対策 第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び市民・建物等の被害を最小限にする。

第1節 大規模な火事災害に備えたまちづくり

【各部】

第1 基本方針

大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮したまちづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に備えたまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

- 1 大規模な火事災害に備えたまちの形成

(1) 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に備えたまちづくりを行う。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定める。
- ウ 都市計画法等に基づく市街地開発事業等の計画を策定する。
- エ 「緑の基本計画」により、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- オ 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- カ 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業等を積極的に推進する。
- キ 「密集市街地における防災街区の整備に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

- 2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

- ア 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- イ 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- ウ 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。

- エ 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。
- オ 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第2節 迅速かつ円滑な大規模な火災災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【各部・飯田広域消防】

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行とともに、定期的に訓練を実施する。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。

そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

ア 大規模な火事災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田市地域防災計画・飯田広域消防計画における救助・救急計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要請
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報

- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項
- イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- ウ 関係機関の協力を得て、飯田市地域防災計画・飯田広域消防計画に基づく訓練を実施する。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

飯田市地域防災計画・飯田広域消防計画に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、市民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

エ 火災予防

a 防火思想、知識の普及大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、市民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

危険物を少量保有する施設の管理者に対し、混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

オ 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

カ 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また防災訓練の実施等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。

(イ) 木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害等の指定緊急避難場所として指定する。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第1節 消火活動

【危機管理部、飯田広域消防】

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

消火活動

1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 【市・飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 飯田広域消防本部消防長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第3章第4節に準じて行う。

(b) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、市民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、風水害対策編第3章第7節に定める。

(2) 【市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 初期消火活動等

市民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

第2節 避難誘導活動

【各部】

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講じる。

第2 主な活動

災害時、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置を講じる。

2 実施計画

ア【市が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

イ【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3章 災害復旧・復興計画

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

【各部】

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、市民の理解をもとめながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、県・他市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに市民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

林 野 火 災 対 策
第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

【危機管理部、産業経済部、飯田広域消防】

第1 基本方針

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策の推進を図るものとする。

第2 主な取組み

林野火災予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 予防対策の実施

(1) 基本方針

地域市民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア 防火思想の普及

防災関係機関の協力を得て、入山者、地域市民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、パトロール、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

防火線・防火帯の設置及び防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

(ア) 火の後始末の徹底

(イ) 自然水利の活用による防火用水の確保

(ウ) 火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立

(エ) 火災多発期における見回りの強化

(オ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

カ ヘリの応援による受援体制の確立（自衛隊・防災ヘリ・他県防災ヘリ）

第2節 林野火災防止のための情報の充実

【危機管理部、産業経済部、飯田広域消防】

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【危機管理部、産業経済部、飯田広域消防】

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動態勢を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じて車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、災害時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(イ) 取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

【危機管理部、産業経済部、飯田広域消防】

第1 基本方針

災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域市民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する対策】

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。
- (2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限
 - ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。
 - イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
 - ウ 火災警報の市民及び入林者への周知は、広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

【危機管理部、産業経済部、飯田広域消防】

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する対策】

- (1) ヘリコプターによる偵察の要請
- (2) 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

【危機管理部、産業経済部、飯田広域消防】

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する対策】

- (ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (イ) 消防本部からの県への火災即報の送信
- (ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行う。

(2) 実施計画

ア【市・飯田広域消防本部が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

第4節 消火活動

【危機管理部、飯田広域消防】

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する対策】

林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずること。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策
- ク 市民等の避難
- ケ 空中消火の要請

第5節 二次災害の防止活動

【危機管理部、産業経済部、飯田広域消防】

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険個所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

2 実施計画

【市・飯田広域消防本部が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧計画

第3章 災害復旧計画

【危機管理部、産業経済部、飯田広域消防】

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

【市が実施する対策】

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

火山災害対策

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

【各部】

第1 基本方針

県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、市に近いのは御獄山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を受ける危険性は少ないが、その規模によっては、降灰等の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 計画

市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から市の地域、市民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。

1 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の市民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

2 災害応急対策等への備え

災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、市民個々の防災力の向上を図る。

第2節 火山災害発生直前対策

【各部】

第1 基本方針

火山災害の発生時に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ市民に対する情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 計画

1 市民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

- (1) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達について、市は県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。
- (2) 噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により市民等に対する広報活動を行う。

2 避難誘導体制の整備

火山噴火等による避難誘導体制については風水害対策編第2章第11節「避難受入れ活動計画」に準ずる。

第2章 災害応急対策

第2章 災害応急対策

【各部】

第1 基本方針

火山災害の発生時に、市民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害の発生時における災害応急対策活動は、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」に順ずる。

第3章 災害復旧計画

風水害対策編を準用するその他災害対策編

下記については風水害対策編を準用します。

第3章 災害復旧計画【各部】

風水害対策編第4章を準用する。